

# 特定非営利活動法人 日本健康美容協会 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人日本健康美容協会という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市井野町字天水1016番地1におく。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目 的)

この法人は、地域や社会における生活の質向上を図るため、身体的・精神的な美容サポートが必要な方へ、相談会や美容サービスの提供、高齢者・要介護者等の外出が困難な方に対して訪問理美容サービスの提供、美や健康をテーマとした講演活動、支援を行うための健康美容推進員の育成、健康美容サロンの事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療及び福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### 第5条 (事 業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
  - ①医療用ウィッグ販売事業、および付帯する健康美容サービス
  - ②高齢者、要介護者、療養者、外出困難者等に対する健康美容サービス
  - ③美と健康のための講演会および事例報告
  - ④健康美容推進員の教育や資格試験の事業
  - ⑤企業や個人に向けての健康美容事業
  - ⑥健康美容サロンの事業
  - ⑦この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### 第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### 第7条 (入 会)

正会員は理容師及び美容師の職務に従事する者及びこの法人の趣旨に賛同する

者とする。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当の理由がない限り入会を認めなければならない。

3. 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

#### 第10条（退 会）

会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

#### 第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第13条（種別及び定数）

この法人には次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
3. この法人に顧問を置くことができる。顧問は理事長が委嘱する。

#### 第14条（選任等）

- 理事及び監事は理事会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
  3. 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  4. 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### 第15条 (職 務)

理事長はこの法人を代表し、その職務を総括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### 第16条 (任期等)

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### 第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条 (解 任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決によりこれを解任することができる。この場合、理事会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第19条 (報酬等)

役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### 第20条 (職 員)

この法人には事務局長その他の職員をおく。

2. 職員は理事長が任免する。

### 第5章 総 会

#### 第21条 (種 別)

この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第22条 (構 成)

総会は正会員をもって構成する。

## 第23条 (機能)

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他運営に関する重要事項

## 第24条 (開催)

通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
  - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき

## 第25条 (招集)

総会は前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日の30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## 第26条 (議長)

総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

## 第27条 (定足数)

総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第28条 (議決)

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

## 第29条 (表決権等)

各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条の適用については総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

## 第30条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は

- 表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### 第31条 (構成)

理事会は理事をもって構成する。

### 第32条 (権能)

理事会はこの定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決に要しない会務の執行に関する事項

### 第33条 (開催)

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

### 第34条 (招集)

理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第35条 (議長)

理事会の議長は理事長がこれに当たる。

### 第36条 (表決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知し

- た事項とする。
2. 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  3. 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### 第37条（表決権等）

- 各理事の表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することが出来る。
  3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

#### 第38条（議事録）

- 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法によって同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 理事会があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 第7章 資産及び会計

#### 第39条（資産の構成）

- この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

#### 第40条（資産の管理）

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第41条 (会計の原則)

この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第43条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第44条 (予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条 (予算の追加及び更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て規定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産日録等の決算に関する書類は、事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第47条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第48条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

第49条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

第50条 (解 散)

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合 併
- (5) 破 産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第50条の2 (残余財産の処分)

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

#### 第51条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### 第52条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑 則

#### 第53条 (細 則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。



付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。  
理事長 須藤和廣  
副理事長 下田章  
理事 須藤ひろ子  
理事 大畑喜行  
理事 平野元美  
理事 小板橋秀子  
理事 加藤茂夫  
監事 須藤準一  
監事 星野信明
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	正会員	2,000円	賛助会員	1,000円
月会費	正会員	200円	賛助会員	100円

付 則

平成19年4月18日一部変更（第3条、第5条関係）

付 則

平成24年2月29日一部変更（第3条、第4条、第5条、第8条、第13条、第14条、第18条、第23条、第24条、第25条、第32条、第34条、第40条、第42条、第45条、第48条、第50条関係）

付 則

令和元年8月20日一部変更（第13条関係）

付 則

令和2年8月13日一部変更（第3条、第4条、第5条、第23条、第25条、第28条、第29条、第30条、第32条、第34条、第36条、第37条、第38条、第39条、第42条、第43条、第44条、第46条、第49条、第52条関係）

付 則

令和6年7月31日一部追加（第50条の2関係）